

**1. 木製品とは具体的にどのようなものですか。**

テーブルやイス、棚等の家具類で独立して移動させることが可能なモノをいいます。壁に板を貼って棚にする場合は、壁と一体になっているため、木製品ではなく、木質化に該当します。

**2. 店舗ではなく、社員が使用する事務所の木質化や木製品配備は本事業の対象となりますか。**

社員が使用する事務所であっても、取引先の方やお客様等が来られるのであれば、対象施設となります。

**3. 改築や新築の場合は対象となりますか。**

改築や新築の場合でも、補助要件を満たせば対象となります。また、主要構造部材も補助対象となりますが、併せて内装の木質化や木製品を配備するなどして、宮城県産木材が見えるようにしてください。

**4. 解体工事は補助対象経費に含まれますか。**

補助事業の対象となる経費は、木質化や木製品配備等に要する材料費や木工事費、加工費、運搬費等となり、解体に係る経費は対象外となります。

**5. 申請者は誰になりますか。**

木工事や木製品製作の発注者（施主）が申請者になりますので、設計者や施工業者の方は申請者にはなりません。

**6. 屋根や外壁の木質化は対象となりますか。**

内装だけではなく、屋根や外壁、ウッドデッキも補助要件を満たせば対象となります。また、敷地内に設置する木塀も対象となります。

**7. 屋外に木製のテーブルやイスを設置する場合も対象となりますか。**

屋外に設置するテーブルやイスについても、木製品配備に該当し補助要件を満たせば対象となります。

**8. 補助対象経費に消費税は含まれますか。**

補助対象経費に消費税は含みません。

**9. 他県産木材や外国産木材にかかる経費も補助対象経費に含まれますか。**

宮城県産木材だけでなく、他県産木材や外国産木材に要する経費も宮城県産材の使用割合が50%以上であれば、補助対象経費に含まれます。

**10. 倉庫は対象施設になりますか。**

倉庫については、単に物を置くだけであれば、従業員のみが使用するため、対象にはなりません。

ただし、倉庫に商品や製品等があり、従業員だけではなく、取引先の方やお客様等が商品を見に来たり、商談を行ったりする場合は、対象となります。

**11. 工場は対象施設になりますか。**

工場については、単に従業員のみが作業する場所であれば、対象にはなりません。

ただし、工場で商談や工場見学会等を行い来客があれば、対象となります。

**12. 本社が宮城県外に所在する場合、県税納税証明書は必要ですか。**

本社が宮城県以外に所在する場合でも、宮城県の県税に未納がない証明書が必要となりますので、宮城県内の県税事務所で申請してください（国や他都道府県、市町村が発行した証明書は無効です。）。

なお、1部あたり400円の手数料がかかりますので、詳しくは各県税事務所へお問合せしてください。

**13. 自社の事務所を自社施工で木質化等する場合、対象となりますか。**

自社や関連会社での施工は本事業の対象とはなりませんので、必ず2社以上の他社から見積りを取り、より安価な見積りで申請してください。

**14. 他の補助金との併用は可能ですか。**

補助対象経費が重複しない補助金であれば、併用は可能となります。また、他の補助金が併用可能ということであれば、本補助金と併用できます。

例) 店舗兼住宅の場合で、住宅部分に「県産材利用サステナブル住宅普及促進事業」を、店舗部分に「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業」を利用する場合。

**15. 設計費やデザイン料は補助対象経費に含まれますか。**

設計費やデザイン料も補助対象経費に含まれます。

**16. 同一の会社（申請者）が複数の店舗で申請することはできますか。**

同一の申請者が、複数の店舗や事業所等でそれぞれ申請することができます。

**17. 基礎工事は、補助対象経費に含まれますか。**

木工事に関連があり必要な経費であれば、補助対象経費に含まれます。  
木工事を行うために基礎工事が必要であれば、補助対象経費に含めて構いません。

**18. 仮設工事は、補助対象経費に含まれますか。**

木工事に関連があり必要な経費であれば、補助対象経費に含まれます。  
木工事を行うために仮設工事が必要であれば、補助対象経費に含めて構いません。  
ただし、既存箇所の解体に要する経費は補助対象となりません。

**19. 諸経費は補助対象経費に含まれますか。**

諸経費も補助対象経費に含まれますが、諸経費を除いた工事金額全体に占める木工事や木製品配備等の補助対象経費の割合で、諸経費を按分した金額が補助対象経費となります。

**20. 産業廃棄物処理費は補助対象経費に含まれますか。**

木工事や木製品配備等において発生する産業廃棄物については、補助対象経費として認められます。

**21. 値引きがある場合の補助対象経費はどのように計算しますか。**

事業費全体から最後に値引きされている場合は、値引き前の事業費の補助対象経費と補助対象外経費の按分により、補助対象経費相当分の値引額を算出し、その値引額を補助対象経費から除いた金額が補助対象経費となります。